

山梨県内で狩猟をする皆様へ

増えすぎたニホンジカとイノシシを減らし、農林業や森林生態系への被害をなくすため、令和3年度のニホンジカとイノシシの狩猟について規制を緩和しますので、お知らせいたします。

1 ニホンジカ、イノシシの狩猟期間を延長します

ニホンジカ、イノシシに限り狩猟期間を、令和3年11月15日（月）から令和4年3月15日（火）までとします。

なお、ニホンジカ、イノシシ以外の狩猟鳥獣は、従来どおり令和4年2月15日（火）までが狩猟期間となっておりますのでご注意ください。

2 ニホンジカは捕獲無制限です

平成24年度からニホンジカについては、捕獲頭数制限がなくなりました。ニホンジカの個体数調整のため、メスジカの優先捕獲にご協力願います。

3 ニホンジカ、イノシシの狩猟可能区域について

山梨県内の狩猟可能区域で狩猟が可能となっています。

※山梨県内には休猟区はありません。なお、鳥獣保護区については狩猟ができないことは従来どおりですので、ご注意ください。

4 ツキノワグマの捕獲制限について

ツキノワグマは狩猟獣ではありますが、有害捕獲及び狩猟によるクマの捕獲頭数の上限を原則年50頭と定めました。出猟の際は、事前に自然共生推進課または各林務環境事務所にツキノワグマの捕獲可能頭数の確認と、捕獲した場合はすみやかな報告をしてください。

5 登山者やハイカー、釣り客に注意してください

ニホンジカ、イノシシの狩猟期間を3月15日（火）まで延長（表面のとおり）しますので、一般の登山者などとお会う可能性が高くなります。

特に、3月に入ると、溪流釣りが順次解禁されますので、釣り客が溪流に入り込むことが予想されます。

3月1日（火）以降は、溪流の近くでの銃猟はしないでください。

絶対に事故のないよう、安全な狩猟に一層努めてください。

6 アマチュア無線の利用について

狩猟時はアマチュア無線の利用が可能ですが、無線従事者免許や無線局免許の取得など法令に基づいて正しく利用してください。（デジタル簡易無線など一部規制が緩和されている無線システムもあります。）

なお、令和3年3月より社会貢献活動等として、有害捕獲の際にもアマチュア無線の利用が可能になりましたが、狩猟と同様に法令に基づいて利用してください。

7 その他

- ① 山梨県では、第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に向け、ニホンジカ及びイノシシの捕獲を着実に進めるため、期間を限定したくくりわなの規制緩和を行っています。
- ② 令和3年度は、山梨県内の26市町村（昭和町を除く）においてニホンジカ、イノシシ、20市町村においてニホンザルに関する「山梨県第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、これら3種類の獣類を対象とした管理捕獲を行っていますのでご注意ください。実施日や場所については、各市町村へお問い合わせください。

問合せ先（土・日曜、祝日、年末年始（12.29～1.3）は不在となります。）

（狩猟全般に関すること）

山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課自然保護担当 TEL 055-223-1520（直通）

中北林務環境事務所森づくり推進課 TEL 0551-23-3088（直通）

峡東林務環境事務所森づくり推進課 TEL 0553-20-2721（直通）

峡南林務環境事務所森づくり推進課 TEL 055-240-4167（直通）

富士・東部林務環境事務所森づくり推進課 TEL 0554-45-7884（直通）

（ニホンジカ・イノシシの狩猟規制緩和、管理捕獲に関すること）

山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課自然保護担当 TEL055-223-1520（直通）

自然共生推進課ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/shizen/index.html>